

平成21年及び26年全国消費実態調査 匿名データの作成方針（案）

1 基本的な考え方

本調査の匿名データ化については、「匿名データの作成・提供に関するガイドライン」（平成21年2月17日総務省政策統括官（統計基準担当）決定。以下「ガイドライン」という。）の匿名データの作成に係る匿名化処理基準（以下「匿名化処理基準」という。）に準拠した秘匿措置を講じて作成・提供する。

ただし、社会経済情勢の変化や他調査の作成方法を勘案し、当該年次の特性に応じた措置を講じる。

2 作成する匿名データの構成概要

これまでに作成してきた全国消費実態調査に係る匿名データと同様、以下の匿名データを作成する。

調査年次	世帯の別	調査本体の 標本の大きさ	リサンプリング率	匿名データの 標本の大きさ
平成21年	二人以上の世帯	約 52,000 世帯	約80%	約 42,000 世帯
	単身世帯	約 4,400 世帯	約80%	約 3,500 世帯
平成26年	二人以上の世帯	約 52,000 世帯	約80%	約 41,000 世帯
	単身世帯	約 4,700 世帯	約80%	約 3,800 世帯

3 適用する匿名化処理

本調査では、ガイドラインの匿名化処理基準に準拠した匿名化処理を適用する。

なお、社会経済情勢の変化等による匿名化処理の変更点は、以下のとおり。

(1) 年齢のトップコーディング（平成21年～）

人口高齢化により85～89歳の割合が増加したため、85歳以上を90歳以上に引き上げる。

(2) 現住居の面積に関するトップコーディング及びボトムコーディング（平成21年～）

調査票データの分布状況を踏まえ、見直しを行う。

(3) 年間収入、貯蓄現在高及び借入金残高のトップコーディング（平成21年～）

調査票データの分布状況を踏まえ、見直しを行う。

4 その他

平成21年及び26年調査における新規及び廃止の調査項目並びに調査対象の変更点は以下のとおり。

(1) 新規の調査項目

購入地域 (平成21年 ~)

配偶者の有無 (平成26年)

育児休業の取得の有無 (平成26年)

介護をしている状況 (平成26年)

被災に関する事項 (平成26年)

住居の建て方の共同住宅における建物の階数及び住んでいる階数 (平成26年)

設備の有無 (耐久財等調査票から世帯票に移行、平成26年)

(2) 廃止の調査項目

水洗式トイレの有無 (~平成21年)

現住居以外の住宅の「用途」に関する事項 (~平成 21 年)

現居住地以外の土地の状態 (~平成21年)

(3) 調査対象の変更

- ・ 要介護・要支援認定の別 (平成26年)

平成 21 年調査の世帯単位から、26 年調査は個人単位に調査対象を変更